

●香川県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年7月22日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路 線 名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字東原 948番地先から 丸亀市綾歌町岡田西字新田 205番1地先まで	10.5～12.9	130	令和2年10月27日付け香川県告示第329号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和7年7月22日